

令和6年度 新宿エコ自慢ポイントにご参加ください

新宿エコ自慢ポイントとは、エコな行動をポイントに換算して貯めるしくみのことです。どれだけポイントが貯まったかを確認していきながら、毎日の行動の積み重ねを実感することができます。ポイントの到達度によって景品と交換できるほか、ポイントの年間上位者の方を表彰しています。

ポイントの対象になるエコな行動は？

◆お買物の際に「レジ袋削減」に協力

※レジ袋を辞退した（購入していない）ことが確認できるレシート等 **10枚**につき1ポイント

◆前年同月に比べて「電気使用量」を削減

※「電気ご使用量のお知らせ」により確認します。
5kwh削減につき1ポイント

◆新宿リサイクル活動センターの「もいちど倶楽部」でリユース品購入

※レシート等1枚につき1ポイント

◆リサイクル活動センターや環境学習情報センターで実施する「環境講座」を受講

※1回受講につき3ポイント

◆廃食油をリサイクル活動センターや環境学習情報センターに持参

※1回につき1ポイント

◆リサイクル活動センターのおもちゃ修理または洋服リフォーム・包丁研ぎを利用

※1回につき1ポイント

◆新宿区食品ロス削減協力店を利用

※レシート等1枚につき1ポイント

◆フードドライブとして食料品を提供

※1回につき3ポイント

◆再エネ電力等の契約

※条件により3種類あり。

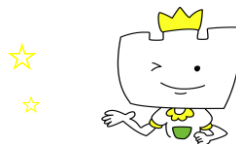
(30・50・100ポイントのいずれか)



エコな行動の対象期間	ポイント登録・景品交換の期間
令和6年4月～令和7年3月	令和7年3月末まで受付

令和7年4月になると、それまで貯まったポイントがリセットされます。
令和7年3月分は4月末まで令和7年度分として登録ができます。

どこへ行ったら参加できるの？



新規登録及びポイントの登録、景品の交換は、下記の新宿区内4か所で受け付けています。

- ◆新宿リサイクル活動センター 高田馬場 4-10-2 ☎03-5330-5374
- ◆西早稲田リサイクル活動センター 西早稲田 3-19-5 ☎03-5272-5374
- ◆環境学習情報センター 西新宿 2-11-4 新宿中央公園内 ☎03-3348-6277
- ◆新宿区役所ごみ減量リサイクル課 歌舞伎町 1-4-1 本庁舎7階 ☎03-5273-3318

新宿エコ自慢ポイントの取得手続きに必要なレシート等の有効期間等

【令和6年4月～令和7年3月】

ポイント交付対象	提示物等	有効期間等
レジ袋削減に協力	レジ袋を購入した印字のないレシート等	令和6年4月分～ 令和7年3月分
リユース	新宿リサイクル活動センター内「もいちど倶楽部」で買い物をした際のレシート	令和6年4月分～ 令和7年3月分
環境教育	環境学習情報センター、新宿リサイクル活動センター、西早稲田リサイクル活動センター主催の、あらかじめ指定された環境講座に参加したことがわかる受講申込書等(エコ自慢ポイント専用スタンプ押印のもの)	令和6年4月受講分～ 令和7年の3月受講分
環境イベントへの来場	新宿区主催の新宿エコ自慢ポイント対象イベントへの来場の際、新宿エコ自慢ポイント受付窓口への申出	令和6年4月開催分～ 令和7年3月開催分
電力使用量削減	前年同月電気使用量と比較して、当月電気使用量が削減されている「電気ご使用量のお知らせ」等	令和6年4月分～ 令和7年3月分
廃食油	環境学習情報センター、新宿リサイクル活動センター、西早稲田リサイクル活動センターへ廃食油の持参。または、持参した事が確認できる受付書等(エコ自慢ポイント専用スタンプ押印のもの)	令和6年4月分～ 令和7年3月分
おもちゃ修理 洋服リフォーム 包丁研ぎ	新宿リサイクル活動センター、西早稲田リサイクル活動センターで実施される修理、リフォーム等を利用した事が分かるレシート等	令和6年4月利用分～ 令和7年3月利用分
新宿区食品ロス削減協力店の利用	協力店を利用したことがわかるレシート等	令和6年4月分～ 令和7年3月分
フードドライブへの食料品の提供	新宿リサイクル活動センター、西早稲田リサイクル活動センター、民間の提携会社に食料品を提供したことがわかるもの(提携会社発行の、受付票が必要)	令和6年4月分～ 令和7年3月分
再エネ電力等の契約	再エネ電力等に切替えたことがわかる書類またはスマホ画面(プラン名・提供事業者・契約日の記載があり、再エネ比率等が確認できるもの(パンフレット等))	契約日が 令和6年4月分～ 令和7年3月分